## 関係府省庁において引き続き検討を進める規制改革事項

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
949	医療用ソフトウェ アの単独医療機器 化に向けた定義の 見直し	薬事法 (昭和35年法律第 145号)第2条第4項	平成24年度検 討・結論	〔第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)〕 単独で診断支援機能等を有するソフトウェア等が「医療機器」であることを明 らかにすることなど、医療用ソフトウェア等の法令上の位置付けについて平成 24年度に検討を行い、結論を得る予定である。	全国で実施	医療用ソフトウェア等を医療機器として位置付けること等を内容とする薬事法改正法案を平成25年通常国会に提出したところである。	厚生労働省
1226	自動車(型式指定 制度)に対する限	道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)第75条第4項 自動車型式指定規則(昭和 26年運輸省令第85号)第10 条第3項	平成24度中に 結論	[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)] 同一型式の範囲内において、完成検査終了証発行済みの型式指定車にアクセサリを装着した場合、再度保安基準の適合性を確認し安全性が認められた場合に限り、引き続き、完成検査終了証は有効とする。具体的な確認内容等については、提案主体と早急に協議を実施する。	全国で実施	同一型式の範囲内において、完成検査終了証発行済みの型式指定車にアクセサリを装着した場合、再度保安基準の適合性を確認し安全性が認められた場合に限り、引き続き、完成検査終了証を有効とすることとし、協議で調整した具体的な確認内容等を含めた取扱いを、平成25年9月を目途に定める。	国土交通省
1227	インポーター等を封 印取付代行者とし て容認	道路運送車両法(昭和26年 法律第185号)第28条の3、 第105条 道路運送車両法施行令(昭和26年政令第254号)第15 条 (昭和26年運輸省令第74 号)第12条、第13条「封印取付け委託要領の全面改正 について」(平成18年10月4日国自管第86号)		[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)] ナンパープレートを巡る環境は、近年大きく変化してきており、今後どのような方向 性を目指していくか、現在「ナンパープレートのあり方に関する懇談会」で議論してい るところであり、表示内容や形状等、登録自動車のナンパープレートを巡る様々な事 項について、現行制度の抜本的な見直しも視野に入れ、検討を行っているところで ある。 自治体等の提案については、今後、懇談会の結果を踏まえたナンバープレートに係 る制度見直しの一環として検討する。	全国で実施	一定の新車整備施設を有するインポーターを封印取付受託者として容認する通達を平成25年3月8日に発出済。	国土交通省
1228		「輸入自動車に係る予備検 査の実施について」(昭和 60年12月4日地技第404号)	平成24年度中 に結論	[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)] インポーター側の支援協力等による出張検査体制の確保により、出張予備検査の 円滑な運用が図られるよう、出張予備検査の要件緩和等の弾力的な運用につい て、国土交通省及び自動車検査独立行政法人を中心に検討を行い、本年度中にそ の結論を得ることとする。	対応困難	型式指定車の完成検査証の有効期間が切れる又は無効になった場合の出張検査受け入れについては、本制度の趣旨からして対応困難である。 なお、輸入自動車特別取扱制度で認証された輸入自動車に対する出 張検査等については、検査台数受け入れ枠の拡大を図り、弾力的な 運用により対応することとし、提案主体と合意した。	国土交通省

番号	事項名	規制の根拠法令等	実施時期	検討の概要	検討の結果	現在の検討状況	所管省庁
1229		道路整備特別措置法(昭和 31年法律第7号)		[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)] 民間事業者による有料道路事業(道路整備特別措置法)の運営の実現に向けて、 愛知県からの具体的な事業スキーム等の提案を踏まえ、同県と速やかに協議し、平 成25年5月を目途に結論を得る。	検討中	平成25年5月28日、愛知県から「民間事業者による有料道路事業の運営の実現について」の提案があり、民間の資金・ノウハウを活用する観点から、実現に向けて協力していくこととした。 今後、民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、道路整備特別措置法の特例を設けることなどについて検討をしていく。また、具体的な内容・法制度等については愛知県との検討を踏まえ整理していく。	国土交通省
	水利使用に関する	河川法(昭和39年法律第 167号)第9条、第23条、第 24条、第26条第1項	平成24年度検討、可能な限 り速やかに措置	[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)]「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定)を踏まえ、河川から取水した農業用水等を活用した小水力発電(従属発電)のための水利使用について、河川の流量への新たな影響が少ないことから、申請者の負担を大幅に軽減するため、現行の許可制度に代わり、新たに登録制を導入する。	全国で実施	登録制の導入については、「水防法及び河川法の一部を改正する 法律」(平成25年法律第35号)が前通常国会にて成立。(平成25年6 月12日公布。公布日から六月以内施行。)	国土交通省
1231	小水力発電のため の水利使用の許可 手続の簡素化	河川法(昭和39年法律第 167号)第9条、第23条、第 24条、第26条第1項 河川法施行令(昭和40年政 今第14号)第2条、第20条の 2、第40条	-	[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)] 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月3日閣議決定) を踏まえ、一定の小水力発電について、水利使用の許可権限を移譲するため、水利 使用区分を大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討する。また、小水 力発電が、河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、海 外事例等各種データの収集や調査・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化に ついて検討し、中間整理を行う。	全国で実施	水利使用区分については、「河川法施行令の一部を改正する政令」(平成25年政令第17号)にて実施済み。(平成25年4月1日施行) 小水力発電の設置が河川環境に与える影響については、平成24年度に中間整理を実施済み。今後、最終的な整理をすべく、検討を続ける。	国土交通省
1232	小学校における児 童用階段の基準の 合理化		期に結論	[第21次提案等に対する政府の対応方針(平成24年8月21日)] 小学校における児童用階段の基準の合理化について、必要な安全性確保方策等に 関して平成24年度より検討を開始し、平成25年度早期に結論を得るとともに、結論を 得た後、速やかに措置を講じる。	検討中	小学校における児童用階段の基準の合理化については、平成24年度の外部有識者等からなる検討会の議論の結果を踏まえ、平成25年度早期結論に向けて検討を進めているところ。	国土交通省